

高倉町珈琲カード及び高倉町珈琲ポイント利用約款

第1条（本約款の趣旨）

高倉町珈琲カード及び高倉町珈琲ポイント利用約款（以下「本約款」という）は、株式会社高倉町珈琲（以下「当社」という）が発行する、以下に定義した「高倉町珈琲カード」及び「高倉町珈琲ポイント」のご利用について規定するもので、これらの所持者は本約款に従ってお取引いただくものとしします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

① お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から高倉町珈琲カードの引渡しを受け、現実高倉町珈琲カードを所持される方であって、本約款に規定された高倉町珈琲ポイントの利用をされる方をいいます。

② 商品

当社各店にて販売する商品、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

③ 高倉町珈琲カード(以下「本カード」という)

高倉町珈琲ポイントのご利用にあたり必要となるカードであり、お客様の申込みに応じて、本約款に基づき当社が発行します。なお、本カードの形態は、①LINEミニアプリ版と②プラスチックカードがあります。

④ 高倉町珈琲カード 取扱店

「高倉町珈琲カード 取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗または施設（以下あわせて「取扱店」という）をいいます。但し、同じ屋号であっても当社が運営していない店舗ではご使用頂けません。

具体的な取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載されたお問合せ窓口にお

電話にてお問合せいただくか、当社ホームページにてご覧いただけます。尚、取扱店は予告無く変更される場合があります。

⑤ 高倉町珈琲ポイント(以下「本ポイント」という)

本約款に基づき、取扱店における商品の購入に応じてお客様に付与され、取扱店における商品の購入にあたり使用できる点数をいいます。

⑥ 残高照会

本カードを取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、本カードに記憶された本ポイントの残高を確認する行為をいいます。

⑦ 利用

本カードへの本ポイント付与および本ポイント使用の行為を総称して「利用」といいます。

第3条（本カードのご利用）

お客様は、当社が指定する取扱店においてのみ、本カード及び本ポイントのご利用をすることができるものとします。

第4条（利用の方法）

1. 本ポイントを利用する場合には、取扱店内にて本カードを必ず精算前にご提示頂く様にお願いします。精算後に本カードをご提示頂いても、ご利用頂けません。
2. 本カードへの本ポイントの付与について、割引後のお会計の金額に対して、100円ごとに1ポイントを付与します。尚、1ポイント未満の端数は切り捨てとします。
3. 本ポイントは、1ポイント＝1円として、1ポイント単位で使用頂けます。尚、使用した本ポイントと引き換えに、商品の代金を値引きます。この場合、割引後の代金及びお支払い後の本ポイントの残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないかを確認するものとします。
4. LINEミニアプリ版の本カードを所持されている場合は、獲得累計ポイント数に応じて、LINEミニアプリ上でクーポンを配布いたします。なお、プラスチックカードのみ所持されている場合はクーポンの配布はありません。

5. 代金を超えて本ポイントを使用することは出来ません。
6. お支払いの際に本カードを複数同時にご利用いただくことは出来ません。
7. お客様は本条2号(本ポイントの付与)及び本条第3号(本ポイントの使用)の処理の後において、本ポイントを利用された数量、および、当該利用後の本ポイントの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）を取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならないものとします。なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとします。但し、確認後であっても過誤が判明した場合には、当社の判断によりお客様の事前の承諾を要さず、本ポイントの残高を修正することがあります。
8. 本カードを複数お持ちであっても、複数の本カードに記憶された本ポイント残高を1つに統合することはできません。また、付与された本ポイントを第三者に譲渡することはできません。
9. 本ポイントは、基本的にその他の割引券等と併用できますが、当社が指定する一部の商品または役務には利用いただけない場合があります。
10. LINEミニアプリ版の本カードをご利用の際に、お客様のスマートフォンまたは通信の不具合等により本カード及び本ポイントのご利用ができない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
11. 本ポイントの使用後は当該ポイントの使用を取り消すことはできません。
12. 商品の返品の場合、当該商品を購入の際に付与されたポイントは取り消しとなります。

第5条（残高照会の方法）

1. お客様は、第4条第7項に規定するレシートによる残高照会のほか、LINEミニアプリ上または取扱店においてポイントを提示していただくことにより、本ポイントの

残高照会をすることができます。

2. 当社の指定するウェブサイトにおいては、本ポイントの残高などの確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示する内容は当社が決めるものとします。

3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、本ポイントの残高を確認される際、プラスチックカードの場合は16桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要です。

第6条（換金）

本ポイント自体または本ポイント残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。

第7条（本カード再発行等）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。

2. 本カードがプラスチックカードの場合、本カードや本カードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カードバーコード情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な本カードの残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。（所定の再発行手数料のお支払いが必要になります。）

その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求めることができます。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。

4. 本カードがLINEミニアプリ版の場合、LINEの情報を使用するため、LINEアカウン

トを変更した場合、本ポイントの引き継ぎができません。

また、スマートフォンの紛失・盗難などによるアカウントの失効、または第三者による本ポイントの使用につきましては当社は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

第8条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、お客様にポイントのご利用をお断りし、無効扱いとします。

①お客様が不正な方法により本ポイントを付与され、または、お客様が不正な方法により本ポイントを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。

②本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。

③本約款に違反した場合。

④その他、本ポイントの利用が不適切であると当社が判断する場合。

2. 当社は前各号の疑いがある場合調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとし
ます。

3. お客様は本条第1項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとし
ます。

第9条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

1. 本カードに記憶された本ポイントを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として1年間ご利用がない場合、当該本カードに記憶された本ポイントは無効となり、当該本ポイントの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとし
ます。

2. お客様は、前項のご利用期限が到来した本ポイントに関するご利用および払戻し等の請求は、いずれも一切することができないものとし
ます。

3. お客様は、本ポイントを長期間にわたってご利用されない場合、十分注意しなけ

ればいけないものとしします。

第10条（システム保守・障害等）

本ポイントに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、通信障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本ポイントのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとしします。その際、本ポイントがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第11条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、本カードまたは本ポイントに質権等の担保の設定を一切することができないものとしします。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとしします。

第12条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとしします。

第13条（本約款の変更他）

1. 当社は当社の判断において本約款をお客様に事前に通知することなく変更することができ
るものとしします。
2. 本約款を変更するときには、変更後の本約款を取扱店の店頭あるいは当社の本店に所定の期間備え置くとともに、当社ホームページに掲載するものとしします。
3. 当社は当社の判断において、本カード及び本ポイントの運用の全部または一部について、変更または廃止することがあることを予めご了承ください。

附則

本約款は、2024年7月1日からこれを適用します。

《高倉町珈琲カード発行元》

株式会社高倉町珈琲

〒186-0002

東京都国立市東1-16-17

お問合せ窓口：

<https://takakuramachi-coffee.co.jp/>